

食品衛生管理の国際標準化を求める意見書

食品の衛生管理は、先進国を中心にHACCPが義務化されているが、我が国においては、HACCPの導入が遅れている。農林水産省の調査によると、食品製造業におけるHACCPの導入状況は、売り上げが100億円以上の大手企業だけで見ると8割以上である一方、小規模事業所を含めた食品製造業全体では3割以下にとどまっている。

我が国は、食品流通の国際化を目指し、食品衛生管理の水準を国内外に示す必要があり、厚生労働省では、国内の食品の安全性のさらなる向上のために、HACCPによる衛生管理の制度化等の食品衛生規制の見直しを進めている。

しかしながら、食品用器具及び容器包装についても、欧米等で使用が禁止されている物質であっても、個別の規格基準を定めない限り、直ちに規制できないなどの課題がある。

さらには、厚生労働大臣又は都道府県知事からの回収命令や廃棄命令によらず事業者が自主的に食品の回収等を行った場合、食品衛生法には、その報告を義務づける規定がない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、食品流通の多様化や国際化等を踏まえ、食品衛生管理の制度の見直しを進め、食品の安全の確保を図るよう、下記の事項について取り組むことを強く要望する。

記

1. 消費者を第一に考え、食品の製造・加工、調理、販売等のフードチェーン全体での取り組みを進め、衛生管理に見える化すること。
2. HACCPによる衛生管理の制度化に当たっては、食品ごとの特性や事業者の状況等を踏まえ、実現可能な方法で、十分な準備期間を設け、事業者への啓発支援を含め、取り組みを進めること。
3. 全ての食品事業者がHACCPによる衛生管理に取り組むことを踏まえ、営業許可制度の見直しもあわせて進めること。その際には、都道府県等の条例に配慮すること。
4. 食品用器具、容器包装の規制にポジティブリスト制度の導入を検討するなど、欧米等との整合性を図ること。
5. 食品事業者が製造した製品や輸入した製品を自主回収する場合には、その情報を把握する仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月14日

大 阪 府 茨 木 市 議 会